

11 利用開始後の確認事項

(1) 慣らし保育について

保育所等では、入園日から最長2週間、お子さんが環境に慣れるために、保育時間を徐々に伸ばしていく、慣らし保育期間を設けております。慣らし保育期間はお子さんの状況に応じて、時間を伸ばしていきます。詳しくは、各園にご相談ください。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
慣らし保育 例	午前中 2～3時間程度	昼食後まで	午睡後まで	通常時間

保護者の復職時期に合わせれば、慣らし保育期間を踏まえて育児休暇中から利用することができます。

※例：8月15日に育児休暇から復職→慣らし保育期間を含めて8月1日から利用開始で申込み

※入所申込は年度単位で必要となるため「令和3年4月1日から復職のため、慣らし保育を含めて令和3年3月18日から利用したい」というような場合は「**令和2年度**」と「**令和3年度**」の**入所申込が必要**となります。

入園申込書には慣らし保育期間も含めて入所希望日を記入する必要があります。また、慣らし保育期間中も保育料は発生します。

(2) 現況届の提出について

保育所等を利用している方は、毎年5～6月頃に**保育を必要とする事由の確認のため、「現況届」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です**。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがありますので、必ず提出してください。

(3) 食事（給食）について

アレルギー等で除去食を希望される場合は、面接時に園にご相談ください。

3歳未満児	完全給食	
3歳以上児	ふれ愛保育園	完全給食（希望により、家庭から主食持参も可）
	梁川認定こども園 月館認定こども園	毎週水曜日は弁当持参、それ以外は完全給食
	認定こども園上保原 認定こども園大田 霊山三育認定こども園 認定こども園伊達こども園	完全給食
	その他の保育所等	家庭で主食を準備してください。

(4) 転園を希望する場合

伊達市内の他の保育所等に転園を希望する場合は、新たに入園申込みが必要です。申請に必要な書類や日程等は新規に申請する方と同様です(P7~10)。保育を必要とする状況を証明する書類については、申請時点の最新のを新たに提出してください。

入園が決まったら現在通園している園に退園届を提出していただきます。

なお、転園の場合は、入園の優先順位が下がります(2号・3号認定の場合)。また、新たに希望する園の空き状況によって、転園できない場合があります。

(5) 保育所等を退園する場合

最終登園日が決まったら、利用している保育所等に連絡の上、原則、退園希望日の1ヶ月前までに『保育所等退所・辞退届』を直接園に提出してください。

※【退園月の保育料日割り計算】

保育料(月額) × 退園月の在籍日数(日・祝日を除く・上限は25日) ÷ 25

また、今後、伊達市内での給付認定が必要ない場合には、支給認定証を返却してください。